

# 6 性犯罪の加害者、被害者、傍観者にならないために

## 加害者にならないために

- やっていいこと？ 悪いこと？  
自分がされたら？  
自分の大切な人が被害を受けたら？  
→よく考えて行動を！
- 自分はいくらでも相手にとっては「イヤ」と感じる場合があります。
- 同意のない性的行為は犯罪！



## 被害者にならないために

- 公共のトイレや更衣室等の利用時  
→撮影機器や不審物がないか
- 階段やエスカレーター利用時  
→後方に気をつけましょう！
- もしも被害にあってしまったら  
→勇気を出して信頼できる大人、または相談窓口へダイヤルを！
- 証拠保全はスピードが大切！  
→「届出」を迷う時には、まずは「相談」から！

## 傍観者にならないために

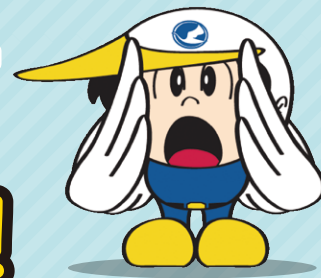
- 被害を目撃したら…  
→速やかに大人に相談  
または通報  
→犯人の検挙とさらなる被害防止のために、警察の捜査にご協力を！
- 相談を受けたら…  
→話を聞いてあげることや早めに専門機関や相談窓口を紹介してあげましょう。



**check!** 性暴力は、知らない人からの被害だけでなく、「知っている人」からの被害も多くみられます。そのため、誰にも相談できない、私がい慢すればいい、「イヤ」と言えないなど、被害を申告することができず、事態が潜在化しやすく、その間に深刻化する傾向があります。周りの人がSOSのサインを見逃さないことが大切です。

# 性暴力は犯罪です

# STOP! 性犯罪!



青森県警シンボルマスコット「アピーくん」

## ～加害者、被害者、傍観者にならないために～



青森県警シンボルマスコット「レピーちゃん」



### 性犯罪・性暴力とは

同意のない性的な行為はすべて性暴力で、犯罪行為となり得ます。

※例えば、プライベートゾーン(水着を着て隠れる部分などの自分だけの大切なところ)を勝手に触られる、見られる、画像等を撮影される、要求されるなどの行為は性犯罪の「被害」に該当します。

青森県警察・少年サポートセンター

# 7 困った時の相談窓口(行政機関)

あなたは悪くありません。悪いのは犯人です。  
ひとりで悩まず、勇気を出して相談してください。



警察相談専用電話 **#9110**  
※最寄りの警察本部の相談窓口につながります。  
24時間受付

性犯罪被害110番 **#8103**  
24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター **#8891**  
(全国共通番号)  
24時間受付

Cure time(キュアタイム)  
性暴力に関するSNS相談(チャット)  
<https://curetime.jp>  
毎日17時～21時 受付



24時間子供SOSダイヤル

**☎0120-0-78310**  
24時間受付

ぴったり相談窓口

子供の性被害などに関する相談窓口を案内するWebサイト



「さくまる」が、あなたにぴったりな相談窓口へのご案内をサポートします。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

# 1

## 性犯罪・性暴力の概要



被害者の尊厳を著しく侵害し、心身に長期にわたり重大な苦痛を与え続ける悪質で**重大な犯罪**であり、断じて許されるものではありません。



インターネットの普及や社会の変化に伴い、弱い立場に置かれた子供や若者が性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を絶たず、近年の性犯罪に適切に対処するため、令和5年7月に性犯罪に関する法律が改正されました。

### 性犯罪に関連する法律(罪名)



「不同意性交等」「不同意わいせつ」「面会要求等」  
「性的姿態撮影等処罰法」「児童買春・児童ポルノ禁止法」  
「児童福祉法」「青少年保護育成条例」など



R5.7.13施行 刑法の一部改正により、強制性交等は「不同意性交等」、強制わいせつは「不同意わいせつ」に罪名、構成要件変更。また、わいせつ目的での「面会要求等」の追加、「性的姿態撮影等処罰法」が新設されました。  
※「児童」「子供」とは18歳未満の者。「少年」とは20歳未満の者。

# 新設・改正された法律 (R5.7.13施行)

## 新設

### 性的姿態撮影等 処罰法



- 人の性的な部位・下着を  
ひそかに  
無理やり  
拒否することが  
難しい状況で  
被害者を利用して  
撮影すること
- このように撮影された写真や動画を  
提供すること  
▶3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

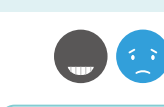
## 刑法一部改正/追加

### 刑法第177条 不同意性交等 刑法第176条 不同意わいせつ

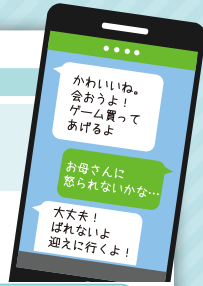


- 暴行・脅迫、アルコール・薬物、障がい、睡眠その他意識不明瞭、フリーズ状態(怖くて動けない状態)、虐待、立場による影響力などが原因で、「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うことが難しい状況に乗じて性的行為をすること

### 刑法第182条 面会要求等



- わいせつ目的で16歳未満の子供に対して、嘘をついたり、お金や物をあげるなどと言って会うことを要求すること
- 子供自身の性的な写真・動画を撮って送信するよう要求すること
- ▶1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 結果として面会すること
- ▶2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

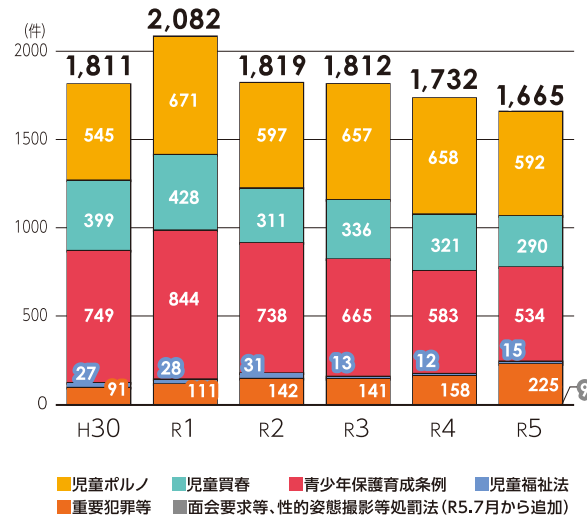


- 13歳未満の児童
  - 13歳以上16歳未満の児童 (5歳以上年上の場合)
- 児童の同意の有無に関わらず 「犯罪」

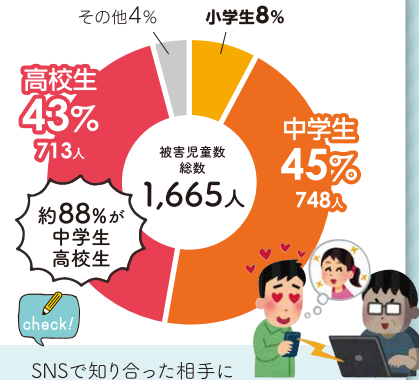


# SNSに起因する被害状況について

SNSに起因する罪種別被害児童数の推移(全国、H30~R5)



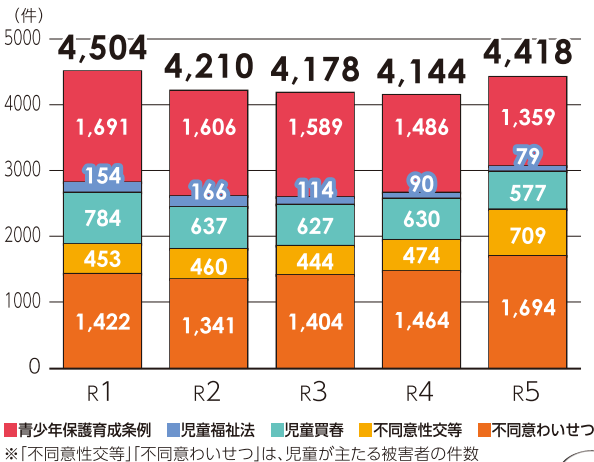
R5 被害児童の学職別



- SNSで知り合った相手に  
裸の写真を要求され、断れず 送信してしまう  
「自撮り被害」
- 直接会いに行く → 誘拐や性被害等、性別にかかわらず被害に遭っています。

# 性犯罪の現状について

過去5年間における児童買春事犯等の検挙件数(全国)

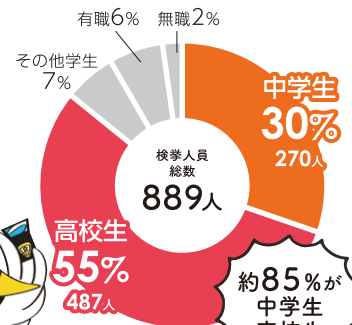


## 児童ポルノ※事犯 検挙人員 R5 1,849人

※児童ポルノとは、18歳未満の子供の性的な画像等をいう。

- 1,849人のうち、10代被疑者が889人

R5 10代被疑者学職別



「不同意性交等」「不同意わいせつ」が、令和5年に急増!



# 撮らない! 送らない! 保存しない!

一度ネットに流出した画像は消えません!

- ✓ 自分の裸や下着の写真を撮ったり送ったりしない!
- ✓ 相手に裸や下着の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない!
- ✓ 誰かの性的な写真等が送られてきたら、そのままにせず信頼できる大人に相談する!

はだかの写真 送ってよ

保存しておこう!

フラれて頭にきた! みんなに写真をばらまいちゃえ!



児童ポルノ所持等 ▶1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 児童ポルノ製造、提供、輸入等  
▶3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金
- 不特定多数の者に提供、公然陳列  
▶5年以下の懲役 若しくは 500万円以下の罰金 又はこれを併科
- 元交際者等の性的な画像を提供  
いわゆるリベンジポルノ/防止法  
▶3年以下の懲役 若しくは 50万円以下の罰金

法律を知ることが大切です。知らなかったでは済まされません。